



加藤佑治・内山昂監修
労働運動総合研究所編

『規制緩和と雇用・失業問題』

関 恒義

規制緩和は現在の独占資本の基本戦略である。本書は、この戦略を、5年間の共同研究により労働者・国民の立場から検討し、国民本位の経済発展の方向を提示する時宜にかなった著作である。

欧米では、石油危機を契機とする70年代の世界同時不況に対応して規制緩和が推進され、すでに「労働者・国民の側からの一定の反撃が始まるつつある」が、日本では、80年代の臨調「行革」を経過して、90年代に規制緩和が本格化し、そこには日本独自の性格もある。本書の検討では双方を対比して進められている。以下では、本書の構成に即して基本的な論点を要約しておこう。

まず「はじめに」で、本書の狙いを示し、日本政府が推進する6大改革の主軸となる規制緩和は、独占資本に「自由に活動できる場」を保証する路線であり、「失業者の創出＝国家・産業のスリム化にこそ」、この路線の「神髄がある」という。この神髄は、本書刊行後も失業者が増加し続けていることからみても明らかである。ついで本書の導入部となる序章（加藤佑治）では、資本主義諸国の規制緩和は、「これまで労働者の勝ち得てきた労働保護的諸達成のみならず、資本間にとっても必要とされてきたさまざまなルールを独占的大資本の立場から取り払い、その有利な方向に事態を切り開こうとするものであった」とし、規制緩和論者の「学問的退廃・惨状」や税金に依存して利益をうる「腐朽的」体質を指摘したあと、情報産業主軸の新産業創出の「産業構造の変革」が、「労働者・国民を犠牲にし、政府・大資本の利益にのみ奉仕する」ことを明らかにするとともに、「民主的ルールを守らせることによって、まともな経済発展の道を切り開かなければならない」という。こうして本論で、規制緩和路線の性格が具体

的・全面的に解明される。

第1章（藤田実）では、規制緩和の背景に、「旧ソ連・東欧崩壊後の世界資本主義の『再統合』を企図したアメリカによる日本への圧力」と、日本経済に対する「閉塞感」、とくに90年代不況からの脱出路を求めようとする「危機感」とがあるが、日本の不況は構造不況の性格をもち、構造的要因として輸出主導型蓄積があり、とくに「80年代の過剰なME設備投資と日本の情報化投資の性格」が問題であるという。過剰蓄積容認の「規制緩和は独占資本の強化につながる」わけで、これでは構造不況は深刻化せざるをえない。

第2章（史岡朋道）では、とくに95年の日経連『新時代の「日本の経営」』において、労働者を長期蓄積能力活用型、高度専門能力活用型、雇用柔軟型に分け、正規雇用と非正規雇用とに区別したことから、規制緩和が重大化し、パート、派遣、請負契約といった非正規雇用が雇用不安と失業の広がりをもたらすとともに、労使関係の形骸化・個別化が「労働基準の形骸化」となり、アジアなどを含む国際労働基準への「悪影響が懸念される」という。

第3章（長井偉訓、桜井絹江、中山徹、藤田実）では、85年の労働者派遣法の制定から、96年の派遣法の見直しへ、さらに97年のILOにおける「民間職業紹介所に関する条約」の採択による有料職業紹介事業の原則自由化へ、と進展する規制緩和により、労働条件悪化の、とくに「労働基本権の行使を著しく制限された派遣労働者の拡大」の実状が、実態調査「規制緩和下における都市銀行労働者」を含めて、具体的に明らかにされる。実態調査では、「住専問題責任は、母体行、住専会社、大蔵省にある」とする癒着体制の実体も明らかにされる。

書 評

第4章(桜井絹江)では、女子保護規定の歴史的過程を追跡しながら、日本での85年の均等法制定による女子保護規定の緩和、さらに97年の均等法改訂による保護規定の撤廃とともに、非雇用型的女子労働者が増加し、看護婦の最長拘束17.5時間労働を始め、女性総合職・専門職の深夜業が全面的に解禁される実状を明らかにし、男女共通の時間外労働・深夜業の規制による雇用の安定を提案している。もとより、子供を生む女性の保護と、子供を一人前に養育するための保護とが必要なのであり、これが無視されるところに、少子化と少年犯罪という現在の貧困化が進行することを強調しておきたい。

第5章(仲野組子、松丸和夫、佐賀一道)では欧米の規制緩和と政策を問題にしている。アメリカでは、80年代に新自由主義政策のもとに、日経連が採用する雇用の3分類をすでに推進しているが、この「社会保障と労働関係諸制度の解体」に対抗して、民主主義の経済学が提起されていることが示され、ドイツでは、有期雇用の採用により、「共同決定」による労働市場政策が「切り崩され始めている」ことが紹介されている。民営化の先進国であるイギリスでは、「最低賃金制の廃止」がうちだされたが、労働党政権の成立により、公約の最賃制導入や雇用保護規定を明示するEU社会憲章の署名が問題になっている。

第6章(藤田実)では、規制緩和による経済構造改革が雇用増をもたらすとする政財界代表の「規制緩和・雇用創出論」にたいして、適格な批判的検討を行なっている。情報産業主軸の改革は相対的な雇用減少による利潤創出(相対的剰余価値の生産)に利点があるわけで、「排出」産業よりも「創出」産業が雇用増をもたらすとする保障は存在しない。とくに公共投資頼みの「島田氏のシュミレーションはあまりにも楽観的である」という。むしろ必要なのは、過労死をもたらす長時間残業や女性差別などをひき起こす雇用形態差別の禁止という「規制強化なのである」。

終章(内山昂)では、規制緩和・撤廃は、橋本政権による1府12省の再編における「労働省」の解体へ行きつくことになるが、この労働行政の変質過程から生まれる「雇用福祉省」は、労働行政と福祉行政の双方を弱体化させ、国民には、「搾取と収奪の強

化」をもたらし、「平和憲法の改悪による対米従属の強化」と、政治反動による強権的行政を押しつけることになるという。これに対処する民主的労働力政策確立のために、日本が97年に批准した国際人権規約に依拠して、全国一律最賃制と独・仏なみの週35時間労働を軸とする雇用規制法の制定と独占資本の活動の規制および生活保障と雇用保障をかかげている。

日本の政財界代表の基本的な狙いは、95年に発足したWTO=世界貿易機関を契機とする「大競争」時代に対応して、独占資本を国際独占資本として強化することにある。そのために、規制緩和路線を軸とする国民犠牲の国づくりのもとに、対米従属の日米同盟を強化しながら、独占資本の対外進出むけの国際戦略を推進する。労働運動は、国際独占資本の民主的規制を軸とする「国際的連帯を強化したたたかいを」推進しなければならない。すでに「ヨーロッパの労働者・労働組合は国際連帯を呼びかけている」から、「国際独占資本とたたかう」ことは可能である。

この国際連帯のたたかいにとって、とくに重要なことは、労働運動が基軸となって、各地域の産業を住民と共同して擁護し、発展させることである。この地域産業の発展が、資本主義諸国の高失業率を開くために、また開発途上諸国の貧困を解決するために、なによりも日本の構造不況打開のために、不可欠であることを強調しておきたい。こうして、人類の「展望はより明らかなものとして開けてくるであろう」。

(新日本出版社・1997年11月刊・2400円)

(一橋大学名誉教授)

